

「ムラ」合併と部落戸数の動向

大 場 正 巳

一 課題と方法

- 一 課題と方法
- 二 「ムラ」合併とその成否
- (一) 「ムラ」合併の経緯

- (二) 合併の成否とムラ組織範囲の固定性
- 三 部落戸数の一定化傾向と「新田創出」
- 四 む す び

わが国におけるムラ（＝部落）の永続性やその固定的性格などについては、すでに事例的、実証的等のかたちで多面的な調査研究がある。だがこれも以下のように、山形県下旧飽海郡の二百六十余集落を含む一地域というような大量について、考察を加えられたことはかつてなからう。

しかもこの地域——これは山形県下全般にわたっているとと思われるのだが、さしあたりここでは対象を以上に限っている——では、明治の初め、「郡区町村編成法」（明治十一年）以前に法・行政によって直接にムラ合併を強いられ、ムラ組織範囲の変化を迫られるという事態をさえ経過してきている。その後今日までほぼ一世紀、ムラはここでは「どう生きつづけてきたのか」。

あるいはまた、そのムラを構成する農家戸数は、この間に一定の変動を示してきたであろう。飽海郡総体につい

てみれば明治一七年以降戦前、昭和一三年までに一一％強、昭和三〇年までをとってみれば戦後開拓農家等の入植もあって二一％余の増加をみた。

これら増加農家も、当然のことながらそれぞれのムラに属し、部落を形成して生産を行なっているはずである。ではそれらはいずれのムラに、どのような形で帰属していったのであろうか。あるいはこれらの帰属による部落戸数の増大が、ムラ組織範囲に影響を与え、それを変化せしめることにならなかったかどうか。

この稿の目的は、明治初期以降今日までの、多くの外的・内的条件、状況の変化にもかかわらず命あるもののように存続する、そのムラ存在を、一地域をとって具体的、実証的にみきわめようということにある。

その方法として、ここでは次の二点から接近している。

その一は、明治五年太政官布告第一一九号、および同六年大蔵省達第一八六号による藩制下の「村」^{ムラ}合併の事実をまず指摘し、この合併による村名等の変更と昭和三〇年臨時農業基本調査集落別調査による集落名との一致、不一致を検証し、そのなかにムラの組織範囲の変化の有無を探るということによってである。⁽¹⁾

つまりムラ合併という事態と今日までの歳月を経過して、なお藩制下のムラ組織がどう存続しているかを問う、ということによってである。

その第二は、このムラの具体的内容をなすともいえ、またより動態的ともみられるムラⅡ部落戸数の動向を、うえのムラ合併実施直後の『明治一一年九月刻成 山形県一覽全図 佐藤周蔵製』⁽²⁾によるムラ別戸数と、昭和三〇年臨農集落別農家戸数との比較対象のなかに検討する、という方法によってである。

そしてこれの具体的、ムラ別考察は、先の飽海郡下の農家戸数増大とその帰属の問題にも行きつき、ムラがそれ

をどう解決していくか、という問題をとくことにもなろう。

しかしここでは以上のように、専ら形態的なムラの動向把握にとどまり、その機能的側面からの性格検討は全く行なっていない。あるいは、というよりむしろここでは以上を通して、地域の、農業生産構造考察、把握のための枠組みも設定する、というもう一つ背後のねらいをもち、そしてその後には再び村落構造の問題に立ちもどるというように考えているからでもある。

注(1) 以下の本文のなかでより詳しく述べるが、ここでは藩制下の村名、太政官布告、大蔵省達による合併の事実(『飽海郡誌』による)とそれにとりなり村名の変更等、そして昭和三〇年臨農による集落名の三者の比較対照によつてこれを検証する。

(2) ムラ合併後の行政(郡村別)区画を刻した山形県下の地図と合併後のムラ別等の戸数、人口を記したものであるが、その資料出所を欠いている。

二 「ムラ」合併とその成否

(一) 「ムラ」合併の経緯

うえにも述べてきたように、ここでのムラ合併とは明治五年太政官布告第一一九号および同六年大蔵省達第一八六号による旧藩制下「村」の合併を指す。

ここではまずこれら布告、達によるムラ合併に至る経過を追うことからはじめよう。⁽¹⁾

同上布告第一一九号は次のような内容をもって布達された。

旧来一村ノ内分界ヲ立テ取扱来候村々ノ義ハ以来其区分ヲ廢シ合併一致ノ一村ト相成候様改正ノ見込相立テ大

藏省へ可伺出尤モ余義ナキ情故之レアリ即今改正致シカタキ分ハ漸ヲ以テ改正可致候間其旨ヲモ巨細申出ベシというのであり、この限りではムラ合併を促すものではなかった。だがこれを受けて大藏省達第一八六号は、

旧来一村ノ内分界ヲ立テ取扱来リ候村々合併一致ノ村落ト相成候様見込相立テ申し出ヘク旨壬申第一一九号公布相成居候処猶旧慣ノ儘分界ヲ存シ区々ノ取扱ニ致シ候向モ有之哉ニ相聞ヘ不都合ニ之レアリ候間右等ノ類有之分ハ取調ヘ可申出其他從來独立ノ村落タリトモ戸口多カラス反別稀少ノ分ハ便宜合併致サス候テハ毎事無用ノ労費ヲ掛区入費并村費モ相嵩ミ人民ノ不便利ト相成候村々ハ漸次合併ノ積見込相立テ本年当省第九十九号布達ノ手続ヲ以テ伺出ヘシ

として、その後半部分で、布告の域をこえてムラ合併を促進することになったと思われる。しかしこれも八年二月内務省達乙第一四号、一〇年九月同達乙第八三号では「区画ノ改正及ヒ郡町村ノ分合等ハ都テ相成ラス」とし、また一年内務省地理局發議では、事実上分合したものについては「今ニ至リ更正候モ事実不都合ニ付特別ニ聞届候」と、ムラ合併実施について曲折、動搖のあったことを示している。

こうした経過の後、明治十一年七月太政官布告第一七号は「第一条 地方ヲ画シテ府県ノ下郡区町村トス」、のいわゆる郡区町村編成を示すと同時に、その第二条では、上乗のムラ合併などの一件に終止符をうつべく「郡区町村ノ区域名称ハ總テ旧ニ依ル」と布達するところとなった。

だが、事態はこれによっても必ずしも収まるところとはならなかった。内務省地理局發議一二年二月決判では

町村分合改称ノ儀決テ不相成依旧ノ精神ニ候処右布告發達以前分合改称ノ積ヲ以テ取調候モノ此程追々各府県ヨリ伺出候分有之候ニ付篤ト勘考候処別紙^略参照山形県伺ノ如キハ既ニ右布告發達以前ニ係リ候ノミナラス甲乙地所^{参照図面}ノ如ク犬牙錯雜ヲ極メ兩村ノ地籍区域判明見認メ難ク隨テ地所番号用水路ニ至ルマテ殊更錯交到底合併セサレハ不便少ナカラサル旨ヲ以テ村方協議懇々願出実地旧ノ儘差置キカタキモノト相見ヘ候間右等ノ如キ該布告發達以前ニ係リ地所犬牙星散候モノハ再三取調ノ末實際余儀ナキ分ニ限り特別聞届クベシ

とし、さらに一三年四月には布告第一七号に「第八条 地方ノ便益若クハ人民ノ情願ニ由リ止ムヲ得サル理由アルモノハ郡区町村ノ区域名称ヲ變更スルコトヲ得」と第一四号布告で追加せざるをえなかった。

こうした経過のなかでムラ合併が「特別聞届」けられ、それが実施されていったのはいかなる地方、地域のムラであったのか。いまそれを知る手がかりをもたないのだが、恐らくそれは希有の例に属したのではなからうか。⁽²⁾

こうして山形県下のムラ合併も今日まで注目されることなく、それが如何なる結果に終わったかさえも問われることがなかった理由であらう。

この明治五年太政官布告をうけた大蔵省達による旧藩下のムラ合併(以下、布告合併と呼ぶ)も、山形県については、例えば『飽海郡誌』による「明治一一年一月大小区ヲ廢シ郡治トナシ毎村ニ戸長ヲ置キ郡長ヲシテ之ヲ統ヘシメ同一七年町村組合ヲ改メ二六戸長役場トナス」⁽³⁾、の郡区町村編成法から戸長官選制への移行を述べたそのなかに、第一表に示す布告合併によるとみられる旧藩制下のムラの編成がえを知りうるのみで、その合併に関する具体的記録は全くみることができない。

第1表 町村連合戸長役場と所属村

町村連合
戸長役場

連合戸長役場に属する各村

酒田町

天正寺町上中町上台町ノ三組合ニ分ツ

松嶺町

一組合

鵜渡川原

鵜渡川原村大町村^{支郷}大宮村遊摺部村組合

飛鳥村

山楯村^{山楯 同興}堀野内村、砂越村、郡山村、石橋村、泉興屋村、桜林村、三ノ宮村、天神堂村、桜林興屋村、

中野目村組合

手蔵田村

手蔵田村^{手蔵田 上下小堤}大槻新田村、荻島村、本川村、茨野新田村、小牧村、小牧新田村、中野新田村、土崎

村、大多新田村、古荒新田村、浜田村^{浜田 米畠町分 内町分}

勝保関村、熊手島村^{福嶋 手蔵田興屋}大野新田村組合

漆曾根村

漆曾根村^{上中下漆曾根}新青渡村^{新青渡南興}

古青渡村、布目村、曾根田村、久保田村、円能寺村^{円能寺中興}

上興屋村、

中野曾根村、牧曾根村組合

上野曾根村

上野曾根村、苜穂村^{古川上安田}

安田村^{下安田、新田興屋}

鶴田村、南吉田村、吉田新田村組合

藤塚村

上藤塚村、穂積村^{門田上下市}

豊里村^{田村新田下藤塚東}

酒井新田村^{西野新田泉新田}

高砂村^{小湊能登興}組合

山寺村

山寺村^{山寺 外里 普門寺 小出}

相谷沢村、成興屋村^{成沢 新荒}

大川渡村^{上郷新田大}

地見興屋村、白ヶ沢村、大沼

新田村、提新田村、小出新田村^{小出新田 城新田}

組合

土淵村

竹田村、引地村、中牧田村^{中郷 牧野嶋}

相沢村^{相沢新田 庄兵衛}

石那坂村、上餅山村、下餅山村、上北目村、中北目

村、小見村、茗ヶ沢村^{上下茗ヶ沢}

組合

田沢村

田沢村^{北南田沢 田沢}

小林村^{杉沢 同新}

山元村^{北坂本 同新田}

西坂本村^{南坂本 同}

楯山村^{升田村}

南北中野俣村合併

山谷村

山谷村、山谷新田、上下北俣村、檜橋村組合

生石村

生石村、北沢村金生沢 寺田

開村、横代村、堺奥屋村組合

市条村

市条村市条 門野

麓村、観音寺村、小泉村、北仁田村、法蓮寺村、寺田村上下 寺田 上下 荒田 目村 合併、北平沢村、南平沢村、大

島田村大島田 興屋

政所村、岡島田村、前川村組合

大蔵村

大蔵村、上青沢村上南青沢 二階、下青沢村下南青沢、北青沢村、常禪寺村組合

福山村

福山村上下 福山、升田村、泥沢村、赤剱村、草津村、上黒川村、下黒川村、新出村、芹田村、大久保村、塚淵村、

橋本村組合

本楯村

本楯村新田 目、大豊田村上中下 星川、三豊川村刈屋 館之内 中川 明、城輪村宮形 太野内 星、庭田村正竜寺 市ノ、豊原村

二ツ柳 福

保岡村新田 中吉田 北吉田 越中 高田、組合

上蔵岡村

上蔵岡村上寺、大蔵岡村六淵 蔵岡、豊岡村石辻 三川 上下 大内、杉沢村、鹿野沢村天神 新田、小原田村平津 同新田 大淵 同

小松村 上下 小松

遊佐町村

遊佐町村十日町 漆骨根 六村 合併、岡田、吉出村吉出 桑地 合併、野沢村上下 野沢 下野沢、白井新田村上野 新田 三村 合併、藤井新田 組合

宮野内村

宮内村宮野内 同新田、北米島村中島 北中島、千代田村外野 今泉、宮海村宮海 茂作 新田 上、組合

藤崎村

藤崎村、庄泉村大井 大小服、増穂村南 北 福升 仙北 新、岩川村岩川 同新、比子村組合

北目村

北目村北目 同新田、宮田村上下 檜嶋 宮田 大宮田 向宮、江地村上下 江地 五分、富岡村鷲野 町南目、当山村山崎 下 当、組合

吹浦村

吹浦村吹浦 島崎 瀧浦、菅里村十里塚 菅野、直世村樽川 中山 升川 落、組合

飛島村

勝浦村、浦村、法木村組合

(注)『飽海郡誌』による。見出し等は引用者のものである。

しかしながら以上から、第一表は次のように読むべきだと考える。つまり上掲表町村連合戸長役場の設置は明治一七年であり、この連合戸長役場に属する各村は、大小区制を廢して郡治となしたその時点での「村」を示す、と。

「ムラ」合併と部落戸数の動向

したがってここではすでに、例えば飛鳥村連合戸長役場に属する山楯村は藩制下の山楯村、山楯興屋村の合併村であった。また手蔵田戸長役場のもとにある手蔵田村は、同じく旧藩下手蔵田、上・下小堤、楯野内新田の四村合併村であった、というようにである。

こうして飽海郡下におけるムラ合併、布告合併は郡区町村編成法以前の、大小区制のもとで実施されたとみることができよう。

ところでこれの具体的合併事例を、前掲表本楯村戸長連合役場に属する豊原村——二ツ柳、福升村の合併村についてみると、部落資料はその経過が次のようであったことを示している。

(一) 『慶応三年卯七月 荒瀬郷新田目組二ツ柳村御水帳四冊之写』の奥書には、同上「書上申処如斯御座候以上」として「長百姓 喜八、肝煎 長吉、大組頭 鉄右衛門」、また同年同月『荒瀬郷新田目組福升村御水帳三冊之写』にも、「長百姓 多右衛門、肝煎 弥兵衛、大組頭 鉄右衛門」の署名があり、同じ「組」に属する両村から「古帳引合新帳見届仍如件」として、水帳写しが藩当局にさし出されており、それぞれが藩制下独立の村であったことを示している。

(二) 明治五、六、七年『租税皆済帳 羽後国飽海郡二ツ柳村』は、二ツ柳村から酒田県庁への租税納入控えであり、この七年度、具体的にはそれが納入された「明治八年六月」日付まで、旧村を単位とする租税の收授が行なわれていた、とみることができよう。

(三) 『地租改正合計帳 羽後国飽海郡第六大区二小区 福^{二ツ柳}升合併 豊原村』は、その奥書に「右之通相違無御座候」として「地主惣代 兵田六助 同 後藤市十郎、村長 伊藤鉄五郎 村長 後藤権蔵、戸長 庄司則久

区長 渡辺勝」名で「鶴岡県令 三島通庸殿代理 鶴岡県参事 松平親懷殿」あてにこれを差し出し写しを保存している。その日付は「明治九年八月」とある。

ここで地主惣代兵田六助、村長伊藤鉄五郎は旧二ツ柳村、後藤市十郎、後藤権蔵は福升村の住民であった。

以上の部落資料から『租税皆済帳』の明治八年六月から『地租改正合計帳』の明治九年八月の間に、例えば「地租改正其他政治上ノ便宜ニ依テ」（明治十一年七月 内務省議定）か、この両村の合併が行なわれた、とみるべきであろう。

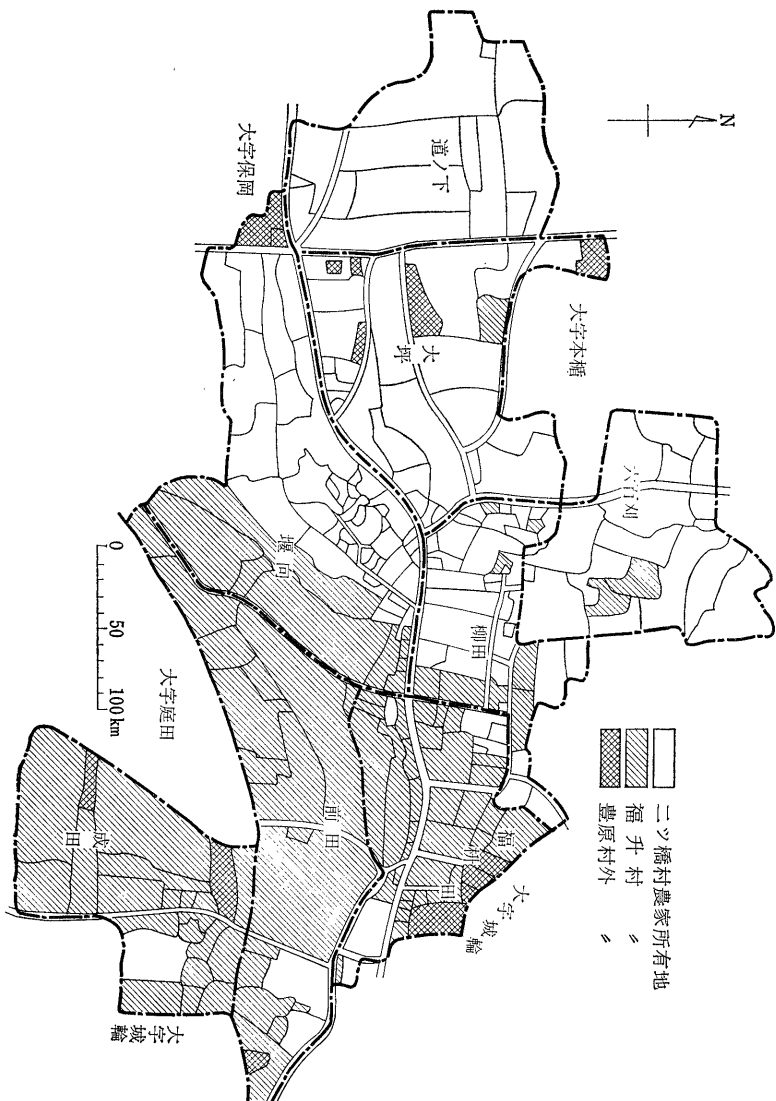
しかしここでもなお、その具体的な合併過程については知ることができない。ただ先の大蔵省達第一八六号のように、この両村は「独立」の村ではあったが当時二ツ柳村戸数一戸、福升村二戸、地租改正前村総面積はそれぞれ一一・六町、一二・九町と「戸口」「反別」の少なかったことが、合併促進の一要因であったろうことはそこからうかがえる。

だが明治九年地租改正時点での両村農家による所有地——これが旧村時のままの所有地で、地租改正時に所有地の交換分合等が行なわれることがなかったであろうことから、それは「犬牙星散」の状態ではなく、「再三取調ノ末實際余儀ナキ分ニ限り特別聞届クベシ」という状況にはなかったことが第一図から明らかであろう。

にもかかわらず豊原村『地租改正合計帳』が作成された明治九年八月には、村合併が既定のものとされていることをそれは示している。

この飽海郡下の地租改正事業は、上にみたように明治九年を中心に実施されたとみられることから、それと密接な関連のもとにムラ合併が進められたということができよう。

第1図 豊原村の旧村別（二ツ柳、福升村）農家の土地所有状況——明治9年現在——



第2表 ムラ合併、非合併動向

	布告合併後の村数	旧ムラ数
合併しなかつた村	78	78
合併した村	62	189
2村合併	27	54
3村合併	17	51
(内 訳)		
4村合併	10	40
5村合併	5	25
6村合併	2	12
7村合併	1	7
計	140	267
西平田、鵜渡河原、飛島、大沢村、酒田町出作分	13	17
総 村 数	153	284

- 注 1. 稿末付表より作成。以下特記しない限り同じ。
 2. 西平田、鵜渡河原村などは酒田市への併合により、昭和30年臨農集落との対応関係が不明なので以下の考察から除外する。

ところで飽海郡の旧藩制下「村銘帳」⁽⁵⁾による村数は二九一であった。しかし第一表による合併の基礎村数は二八四で、この間に七村の差がある。この減少理由については明らかでないが、例えば本楯村戸長役場については新田目村の小字である助左衛門新田までが「村銘帳」では一村に数えられ、また酒田町からの出作地であったとみられる米屋町分、浜町分などまでがそれぞれ一村として掲げられていたことによると思われる。

したがってこれらを除く二八四村についてみると第二表に示すように、一八九村が合併して六二の合併村となり、旧村をそのままに維持したものは七八村で、布告合併後飽海郡の村数は一五三と大きく減少した。

しかもムラ合併を直接促した大蔵省達第一八六号は明治六年一月二五日布達であり、その合併終了を明治九年いっぱいとしてもこの間わずかに三年をしか要していない。

さらにこのムラ合併は上掲表のように、近隣二、三カ村の合併にとどまらず六、七カ村におよぶものまでを含んでいる。

旧藩下この地域での通常のムラ戸数は四〇〇〜五〇〇戸内外であり、七〇〇〜八〇〇戸を最大としていた。しかし以上の合併結果そこには二〇〇戸以上の戸数をかかえ

る村までが出現した。

ここでは、それはもう旧来の、つまり農民自身にとって生産、生活の容器であつたそのムラ範囲をはるかにこえるものでしかなかった。こうしたムラ合併を地理局議定がいうように、「村方協議懇々願出」るであろうか。

このようにみてくると、この布告合併は、時の情勢のもとで幾つかの意図をもつて行なわれたとみることができよう。

例えばこの布告合併は、明治五年壬申地券の発行から耕地改租、地租改正実施への過程にあり、これを前提としたものであつたことはいうまでもなからう。そこで再びさきの豊原村における地租改正過程についてみると次のような事例をみることにさえてできる。

まえのように豊原村を構成する二ツ柳、福升は旧藩下それぞれ一村落をなし、氏神を異にしていた。ところでこれを明治九年八月の豊原村『地価帳』にみると、字「堰向一五番地 一畝五歩」の二ツ柳村社地については「皇大社地」として免租地とされ、福升村新山神社の社地、字「福升田二一番地 一畝八歩」についてはこの村農家一戸——慶応三年水帳より一戸減少している——の共有地とされた。

このことに示されるように、そこでは一畝歩の土地といえどもものがさず課税対象とするという方向で地租改正を実施していったことを示すと同時に、他方このことは両村にとっていずれの神社を合併村の村社とするかの、いわば村の歴史をかけたムラ人の競合（きそいあい、と呼びたい）を生んだはずである。

この豊原部落一農家の保存文書、明治二、三年にかけて酒田民政局に対し諸浮役の軽減、廃止を迫った天狗騒動に關係をもつとみられる血判文書控は、肝煎を除く両村百姓連名であり、村を違えながらもそれが密接な連繋の

もとに代表をえらび、事に処していたことを示してさえた。

だがそれがこの布告合併のもとで、あるいはうえの社地、神社の取り扱い如何によって、その勢力を分断する結果にならなかったかどうか。

さらにまたこの布告合併が進められた明治九年を前後して、服部之総によって「日本農民騷擾史上おそらく最長期の記録を保持する」と評価されたワツパ事件が、庄内地方一円において闘われつつあったこともここで想起する必要がある⁽⁶⁾。そして地租改正事業終了時点、それはまたうえのように布告合併終了時点でもあるが、を経てそれが急速に終熄していくということも。

当地の布告合併はこうした幾つかの意図をその背景にもち、三島県令のもと他府県にさがけて強行されてきた、とみることができる。

だが他方、この布告、達によるムラ合併は、庄内のように農民闘争の渦中にあつてはそれに水をさすことになつたとしても、そうでない地方、府県では、むしろ農民、ムラ間の軋轢を生み、地租改正に対する闘いに油をそそぐ結果になつたとも考えられる。

先に掲げた明治五、六年のムラ合併促進一件についての布告、達が幾つかの曲折を経、明治十一年「郡区町村ノ区域名称ハ總テ旧ニ依ル」、あるいは一二年内務省議定「町村分合改称ノ儀決テ不相成依旧ノ精神ニ候」として先の布告、達を廃棄し、旧の、藩制下のムラ存在を受け入れ、存続させざるをえなかったのは、以上の背景においてはなかつたであらうか。

この明治初めの一時期、以上に述べた経過をもつ法・行政によるムラ合併の一件を除いてこれ以降、こうした行

政の直接干与するムラ合併は行なわれることがなかった、あるいは明治二一年の市町村制による、上からの行政区域の設定とこれを地方自治の最終単位とし、ムラのもつ諸機能、財産等の吸いあげによって、それをいわば自然死に至らしめようとした、という経過をもつ、ということができるのではなからうか。

(二) 合併の成否とムラ組織範囲の固定性

一般的、全国的には以上のようなようであったとしても、うえの明治一一年太政官布告に先行し、村間の地所、地籍が犬牙星散、錯雑を極め、人民、村方の不便少なからずとして「特別闢届」けられた山形県飽海郡下の、第二表に示した被合併村は、その後如何なる事態のもとにおかれたのであろうか、あるいはムラは、こうした一片の布告・達によって合併し消滅する、そうした性格、機能のものでしかなかったのであろうか。

そのムラの、今日における存在形態を地域的、大量的な広がりで考察する素材を提供したのは、昭和三〇年臨時農業基本調査の農業集落調査によってであった。

この農業集落調査の目的をまず確認しておくこと次ようであった。⁽⁷⁾

(イ) 農家調査だけでは把握しにくい共用林野、用水、農用機械その他の共同施設を調査し、これら共同施設に支えられ、これらの共同施設の利用を前提として成り立っているわが国の農業構造を正しく知るため

(ロ) またこれらの共同施設その他を通じ、農業集落内の農家はいわゆる部落的な結合をなし、その部落的な結合には長所と短所があり、その実態を極めることは農政浸透上極めて重要な課題となってきたので、この結合の度合やその具体的な結合状態を知るため

（イ）もう一つはわが国の農業は農業集落ごとにその性格を異にしているので、農業地域の最小単位としてのその農業集落の性格を明らかにすること

この三点がその目的であり、ここから「農家が農業上相互に最も密接に共同し合っている農家集団」と農業集落を定義して調査を進めていった。

この農業集落定義が、われわれがここに追跡しているムラ（＝部落）存在実体と一定のゆきちがいを生むことになるのだが、しかしこの調査が「日本農業の構造を正しく知るため」、「部落的な結合をなし」ている農家集団の実態を把握しようとした点は高く評価されるべきであろう。

さきのように行政が七〇年にわたってこれを無視し、解体を促してさえきたその集落が、なお蔽として存在し機能している事実を、それはいわば公的にも認めたことになろうからである。

以上やや蛇足に流れたが、この農業集落調査、さきの明治一一年『山形県一覽全図』および第一表から作成したのが稿末付表「ムラ合併と部落戸数」表である。

この表は、実地検証を経っていないことによって多くの不備不十分な点をもっている——表注参照——。だがそれにもかかわらずそこにはムラの歴史的な存在、その動向について幾つかの問題点を示している。

さきの第一表のように飽海郡ではその七五%の村が布告合併によって改廃された。その合併村について今日までの動向、成否を問うと第三表のようである。

ここで合併「成功した村」とは、うえにしばしば例にあげた旧本楯村（明治二一年町村制による村。以下同じ）豊原

第3表 ムラ合併の成否——明治11年ムラ数基準——

	成功した 村 数	旧に復し た 村 数	成否半ば する村数	変動した 村 数	計
(A) 布告合併村のうち	21	25	4	12	62
(B) 同 上 の旧ムラ数	53	84	14	38	189
(B)/(A)	2.52	3.36	3.50	3.10	3.04
合併村数	2 村合併	14	8	5	27
別 内 訳	3 〃	4	7	2	17
	4 〃	2	5	2	10
	5 〃	1	3	1	5
	6 〃		2		2
	7 〃			1	1

注. 稿末付表より作成. なお本文参照のこと.

部落のように、旧藩制下の二村以上が合併し、昭和三〇年臨農が一集落として認めたものであり、「旧に復した村」とは、例えば旧東平田村金生沢、寺内、北境村が明治一一年時点では合併して北沢村と称し、現在再び解体して旧藩下のそれのようにそれぞれの集落に分離しているもの、また「成否半ばする村」とは、三村合併中二村は合併したままであるが一村は分離した旧中平田村の熊手島、福島部落等、そして「変動村」とは、旧北平田村漆曾根部落のように四村が合併して漆曾根村とされたが、今日、漆曾根ⅠⅡⅢⅣの集落といわば編成がえしたものである。

頭初にも述べたように、ここでは藩制下の村名、明治一一年合併村名、そして昭和三〇年集落名を指標としての考察であり、その限りでの合併成否等であること、したがってうえの漆曾根ⅠⅡⅢⅣのなかにも、藩制下の村の組織範囲を維持するもののあることを否定するものではない。

ところで上掲表によって合併成否を問うと、合併「成功」「旧復」村数では後者の割合が高くなるが、「半ば成功」村を前者に加えるとそれは全く同数となる。あるいはまた「変動」村をどう取りあつかう

かの問題も残される。

だがこれも布告合併、つまり上から枠組みを与えられたその成否、という観点からのみこれをみると、今日までそれを維持してきたのは三四％であり、解体、変動比率はるかに高いといえよう。しかし逆に、これらを通してムラの組織範囲は不動かというとその六〇％余が何らかの変化を示し、非固定的であるといわなければならない。また、以上は合併村の変動性であるが、これを旧村の維持、つまり布告合併にも抗しての旧村維持という視角に立つと、さきの「半ば合併」「変動」村中にも旧村を維持するとみられるものがあり、ムラ組織範囲の固定性はかなり強いものであるということができる。

つまりムラは、一定の条件、状況のもとで変動性をもつものであることを示すと同時に、他方、法・行政の干渉に対しても強い自立性をもつものである、ということも以上は示しているといえよう。

ではこの一定の条件、状況とは何か。これに応える十分な材料は与えられていないのだが、以下数点からこれを類推してみよう。

布告合併は前掲表のように、結果的にではあるがほぼ三個のムラを一村に合併させていった。ところが合併「成功」村は旧ムラ数で平均二・五村であり、また合併村数別にその成否をみると二村合併によるものの割合が圧倒的に高い。そこでこうした二村合併の村をみると、そのなかには元村・新田関係、例えば山楯村に対する山楯興野、石橋村に対する石橋新田のように分村、分郷を併合していったとみられるもの六、七を数えることができる。

つまりこうしたムラは、布告合併時、この新田関係に立つ村が「ムラ」としての状況を備えたものであったかに問題をみるべきではなからうか。そしてこれは「成否半ばする村」の、その合併村部分についてもあてはまりそう

である。例えば旧中平田村熊手島合併村の熊野田、手蔵田興野村の合併と福島村の分離の場合がそうである。

その二は、これも事例的指摘にとどまるのだが二村合併中には吸収合併ともみられるものがある。旧北平田村新青渡部落は新青渡、南興野村の合併村であるが、前者の幕末村高八二〇石に対し後者は二九石、旧本楯村庭田部落の場合も正竜寺村七五八石に対して市ノ坪村は一〇一石であった。⁽⁸⁾

そしてこの例は、三村以上の合併成功村についてもあてはまりそうである。旧中平田村手蔵田部落は四村合併であるが、それぞれの村高は手蔵田村の八六七石に対し、上小堤五四石、下小堤一八石、楯野内新田村一六五石であった。

このようにみえてみると、これらはそれぞれ村名を異にするとはいえ、まえの場合と同様に元村・新田関係類似の状況下におかれていたものが多かった、といえるのではなからうか。

その三は、以上を除く合併成功村についても合併村、集落間に一定の地理的距離をもつものがあり、あるいはそれぞれに氏神をまつり、異にするなど、あたかも独立の集落をなしているかにみえるものがある。旧上田村安田部落の下安田、新田興野、地藏寺、旧本楯村上城輪宮形、星川興屋などがそうである。

これらは農業集落としてではなく、部落として把握すればあるいは独立の部落Ⅱムラとしての存在形態を今日においても保持しているのかもしれない。

以上、合併成功村について個々に、やや具体的に検討を加えてみたのであるが、このようにみえてみると、ムラとしての自立性、あるいはその歴史を築いてきたこれらムラの合併は、旧本楯村豊原部落のような少数例を除いて多くは解体し、旧にかえていった、と結論することができのではなからうか。

つまり布告合併は、山形県下について「特別」に認められたとはいえ、その成功は多く一時的、形態上のものであって、その組織範囲は旧を維持し、旧に復していったといえるのではなからうか。

そうだとすれば地理調査所五万分の一地図の、例えば『酒田』地域、その旧本楯村高田、北・中吉田部落の間にみる「保岡」、あるいは旧西荒瀬村上市神部落の下にみる「穂積」などゴシック体の文字は、現在でも大字呼称とされているもののその実は、この明治五年太政官布告第一一九号による、ここで布告合併村と呼んだその村の墓標であるということができよう。

注(1) 以下に引用する布告、達等は福島・丹羽編『明治初年地租改正基礎資料 補完』（昭和四七年五月）による。

(2) 明治初期の行政末端区域の詳細を記録したものに内務省地理局編纂『地方行政区画便覧』（明治二〇年一〇月、昭和四年五月復刻）がある。しかしここに記録された山形県下の町村名は、主として以下にみる布告合併村名で「旧町村名」||藩制下の村名ではない。またこれの復刻版「解題」にもそれにはふれていない。

こうしたなかで島恭彦編『町村合併と農村変貌』（昭和三年）の宮本論文「明治大正期の町村合併政策」では、うゑの太政官布告第一一九号について述べながら「大森文書」によって、明治七〜一〇年間に全国的に約六千の町村——明治七年町村数の八%弱——が合併にともなうて減少したとの指摘がある。

なお明治一一年郡区編成法にいう「郡区町村ノ区域名称ハ總テ旧ニ依ル」（傍点引用者）は、以上のムラ合併政策とその破綻を背景においてより納得的に理解されよう。

(3) 山形県飽海郡役所編『飽海郡誌』（大正一二年刊）による。

(4) 以下の「豊原部落資料」等は、現在当研究所で進められている「庄内農業の展開と村落構造に関する調査」グループのものである。

(5) 前掲『飽海郡誌』参照。なお『山形県史——酒田県政史料——』中の大原文書にも「郷村村高帳」として村名、村高をみることができる。

(6) 服部之総『明治の革命』（昭和二五年）。なお天狗騒動についても同書を参照されたい。

「ムラ」合併と部落戸数の動向

「ムラ」合併と部落戸数の動向

六二

(7) 農林省統計調査部『農業集落調査結果概要』（昭和三二年四月）。

(8) この村高は前掲『山形県史』による。

三 部落戸数の一定化傾向と「新田創出」

以上、明治五年太政官布告にはじまる飽海郡下のムラ合併の実態を探り、昭和三〇年臨農集落調査との対比のもとでムラ組織、あるいはその組織範囲の復元性への傾斜、固定性ともいうべき、ムラのもつ性格の一端をみてきたのであるが、次に、このムラを構成する（農家）戸数——ここで農家を括弧に入れた意味については後述——の變化、動向を通してこの問題をもう一度問うてみたい。

農業集落調査は、その集落を「農業地域の最小単位」と呼んだし、あるいは農業生産の最小単位といえるかもしれないその集落、ムラを単位とする戸数變化は、一般的な町村を基準とした戸数や人口の動きとは異なった動きを示すのではないかと考えられるからである。そうだとすれば何故そうなのか、うえにみてきたムラの固定性とこれがどう関連するのか、という問題にも迫ることになるからである。

資料は前述、明治一年『山形県一覽全図』ムラ別戸数と昭和三〇年臨農集落別農家戸数との比較対象を中心とする。なおあらかじめ、この両資料による部落別（農家）戸数比較について資料のもつ制約性と若干の問題点を指摘しておく。

第一に、この『山形県一覽全図』に示される村別戸数の出所は不明であり、したがってその戸数のもつ内容も不明確である。

例えば壬申戸籍による酒田町の戸数は三、八五九戸であるが、この『全図』の酒田町に該当する町部六四町の戸数は四、四三三戸であり、この間に戸数増加があったとしてもやや過大にすぎないようにも考えられる。

『山形県統計書』によると、明治一三年にはすでに郡別現住戸数、人口が示されており、あるいは前者の本籍戸数に対しここではその現住戸数を示す、とみてよいのかもしれない。

しかしこうした酒田町部を除くムラの場合、未だ本籍、現住戸数に大差はなかったであろうし、これによって当時のムラ戸数をおさえても大きな誤りをおかすことにはなるまい。

その二は、この『全図』に示される戸数は、酒田町部を含むことから総戸数とみられるのに対し、臨農の把握は農家戸数である。しかしこれもムラ単位でみると、当時なおムラの居住者は多く農家であった、と考えられることから、特定の、例えば城下町、門前町などを除けば両者はむしろ近似性をもつ、とさえいえるのではなからうか。第四表の旧村別戸数対照は、多くの村についてそのことを示している。

第三に、『全図』のムラ別戸数は布告合併後のものである。しかしこれも合併、非合併村数がほぼ相半ばすることから、この布告合併の与えた影響をも含めてむしろ興味ある問題を提供するともいえる。

最後に、この『全図』と昭和三〇年臨農調査の間には七七年、農家世代にしてほぼ三代のへだたりをもつ。この間には、この両時点の比較によっては示されない動きがあったとも考えられる。

だが、ここではそれらを内包しつつ、また農地改革等をも含めて、いわば戦前的な、ムラの農家戸数の動向を示す、としてこれを受けとめていってよいのではなからうか。⁽¹⁾

以上を前おきして明治一一年、昭和三〇年のムラ別（農家）戸数の動向をみてみよう。稿末付表から作成した第

第4表 旧村別現住戸数と農家戸数

(単位：戸)

	明治11年	昭和25年	昭和30年
		現住戸数	農家戸数
東平田村	422	589	444
北平田村	359	427	370
中平田村	426	513	448
上田村	325	395	326
本楯村	507	672	439
西荒瀬村	349	544	410
南遊佐村	434	463	272
松嶺町	552	547	137
上郷村	395	502	365
内郷村	341	507	358
南平田村	518	956	580
田沢村	490	607	501
北俣村	226	261	215
鯛音寺村	397	670	322
一条村	262	420	277
大沢村	273	341	272
日向村	314	461	274
遊佐村	546	1,095	555
稲川村	317	555	442
西遊佐村	281	536	352
蔵岡村	395	665	492
高瀬村	470	726	524
吹浦村	260	737	296

注 1. 明治11年は『山形県一覧全図』を明治21年町村別に組みかえたもの。

2. 昭和25年は『山形県統計書』。昭和30年を掲げるべきだが、その後の町村合併により、旧村の現住戸数が不明なのでこれによった。

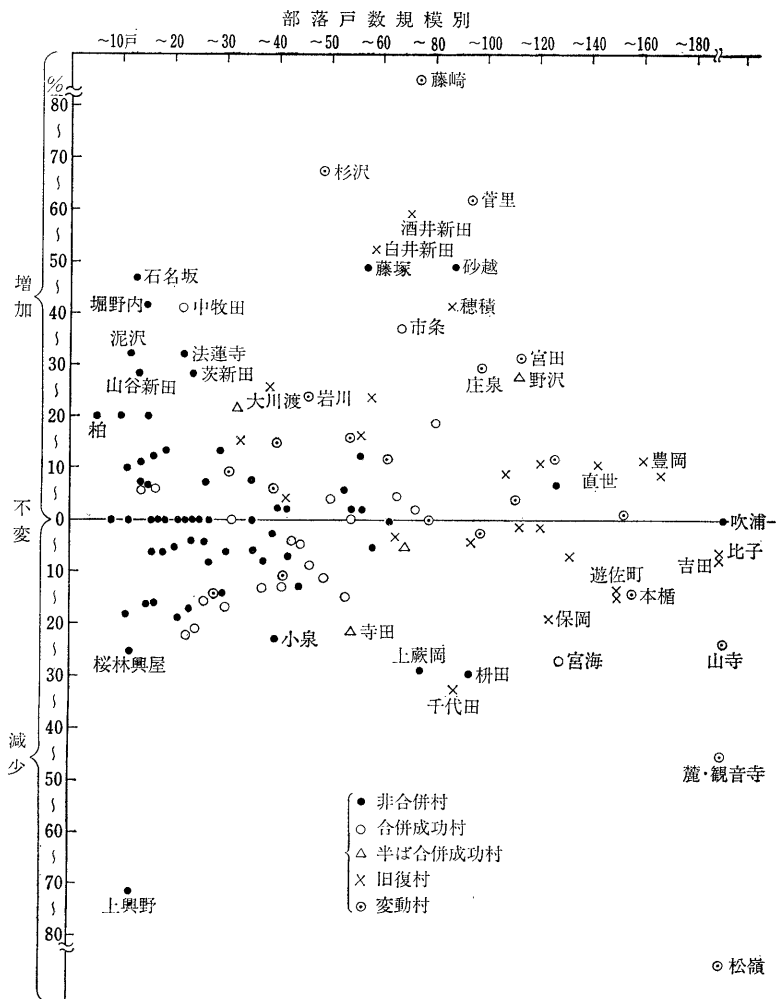
3. 昭和30年農家戸数は、臨農の戸数である。

二図がそれを示す。

ここでは部落戸数規模別に（農家）戸数の増減率をとり、さらに非合併、合併成功村等五分類してこれを示してみたい——なおここでの「変動村」とは、うえの布告合併以降に何らかの事情によって合併、分離したものを含み第三表のそれより広い範疇のものである——。

ところで上掲図から注目される第一点は、部落の戸数規模、合併・非合併にかかわらず圧倒的多数の部落が、そ

第2図 戸数増減率別部落数——明治11年基準昭和30年——



の戸数変動率に大小はあれ変化を示していることである。八〇年の歳月の経過のもとでこの変化は当然というべきだろう。だが、しかしその戸数変化は、増減いずれか一方への動きではなく、戸数増加部落六二に対し、減少部落六〇というようにほぼ相拮抗する村数を示している。これがその第二点である。

そして第三点は、こうした戸数増減部落の間にあって七七年間、あるいは七七年後に、なおその戸数不変のものが一五部落、全部落の一〇%余を占めているということである。それは偶然の一致というにはあまりに高い割合なのではなからうか。

つまり一地域、このように一四〇の村（合併後の村数）を含む飽海郡をとってみれば、各部落はそれぞれには増減の戸数変化を示しながらも、それはこの第三の動向として指摘した一五部落に収斂する、そうした運動と方向をとってきたのではなからうか。そして布告合併、あるいはその解体などの外的干渉も、そのものとして部落の戸数変化に大きな影響を与えたとは認めがたい。

こうして前節で述べたムラ組織範囲の固定性は、この部落戸数の一定化傾向をその内容とし、また逆にこの戸数の不動性によって組織範囲を固定的なものとしてきたともいえよう。

とはいえ前掲図は、個々の部落についてみた場合その戸数を大きく増減しているもののあることを示し、さきのように飽海郡全体をとってみれば明治初期以降昭和三〇年までに二一%もの農家戸数の増加を示していた。

このことと以上のムラの固定性、あるいは大観した場合のムラ別（農家）戸数の不動化傾向への収斂性とはどう統一的に理解されるのであろうか。以下限られた資料によってではあるが具体的に考察を進めてみよう。

さきの第二図から戸数減少率の大きい集落を拾うと、松嶺、麓・観音寺（これは別個の集落として把握されているが、

明治一一年との対比上一括した）、山寺、上蕨岡、枳田、宮海、千代田などが部落戸数も大きく減少率も高い。上興野は小部落でありながら戸数を大きく減少させている。

ここで松嶺、山寺集落は現在でも隣接し、古くは一つの町場を形成していたとみられる。というのは松嶺、山寺は藩制下酒井の枝藩、松嶺領の城下町であり、それを受けてであろう第四表にみられるように昭和二五年当時の農家は二五％であり、旧町村制下でも町制を敷いてきていた。

このことは、以上に、明治一一年部落戸数＝農家戸数としてきたその適用できないものであることを示し、その代表的な集落とみることができる——ただしここでは昭和二五年現住戸数と明治一一年戸数とがほぼ等しいことをもう一つふまえているのであるが——。

これと相似た状態の集落とみられるのが麓・観音寺、上蕨岡（旧名上寺）、枳田などの部落で、これらは旧街道筋か門前町で地域経済の中心をなしてきたし、現在でも「町」名で呼ばれる小字等をかかえている。これ以外にも戸数減少率はそう大きくないが本楯、遊佐町部落などもそうである。

総じてこれらは、明治一一年当時非農家率が高かったことによって、昭和三〇年農家戸数との対比でその減少率が大きく現われている、とみられるのだが松嶺のように確認する手段を欠いている。

宮海部落の場合はさらに例外的で、海岸村であり漁家の多かったことによるものであろう。

以上に對して千代田、上興野はやや異なる事情によると思われる。

上興野は明治一一年一二戸の小部落であり、これが昭和三〇年には七戸に減少している。この昭和三〇年の部落平均一戸当たり耕作面積は三二・七反で、周辺部落、あるいはこの部落が属した旧北平田村の二一反にくらべると

耕作面積はるかに大きい。つまりうえの五戸の離農、離村がこの耕作面積の拡大に寄与した結果ではないか。ただし上掲図のようにこれは例外的存在であることは指摘しておかなければならない。

千代田部落は布告合併したものの解体集落である。この千代田村の所在する旧遊佐郷、現遊佐町は、後に戸数の増加部落の多い地域として検討するが、相対的に新開地の多いこともあってかムラ組織範囲に安定性を欠いてきたようにもみられる。つまり頭初にみた村間の地所、地籍の「犬牙星散」状態にあったのはこの地域をみた結果ではないかとも。

この千代田部落についても隣部落宮内と軒を接しており、その宮内では一一%余の戸数増加がみられることから、これと交錯したことによるのではないかと考えられる。ただこの部落の属する旧南遊佐村では、全体として一三%もの戸数減少を示しており、そのみに原因を帰すことができないようでもある。

さて以上のように、明治一一年対比昭和三〇年に戸数の大きな減少を示した部落は多くは街場的な集落であり、そこでは交通立地の変化、酒田など地域中心大都市の発達によって、旧の局地市場の中心としての態様を失うことによって総戸数の減少をみたか、あるいはそもそもそこからここでは多くの非農家をかかえこんでいた。その結果が、昭和三〇年の農家戸数との対比でその減少率を大きく示すことになったとみることができよう。

だが他方、農家戸数の増大した部落についてはどうか、これも二つの場合が考えられる。

その一は、まえの交通立地の変化による戸数減少部落と対応する砂越部落——羽越線砂越駅の設定——、これと接する飛鳥。最上川に架る「庄内橋」の新設による中牧田、石名坂部落。国道四七号線沿いの藤塚部落などがそうである。

砂越、飛鳥部落ではその一戸平均耕作面積が昭和三〇年にそれぞれ一二・七反、一一反であり、これの属した旧平田村の一七反を大きくわりこんでいる。また昭和四〇年センサス結果によるとそのⅡ兼率は圧倒的に高い。これは中牧田、石名坂部落にもあてはまる。

ただ藤塚部落の場合は異なる。この村の平均耕作面積一五・八反に対し、ここでは約二〇反と規模が大きい。これは他の戸数増加要因をもつとみられる藤崎、菅理、杉沢、酒井新田などとともに説明しよう。

これら戸数増加率の高い集落は、うえにも述べたように日光川以北、藩政下遊佐郷と呼ばれた地域および藤塚部落の所在する旧西荒瀬村に多い。

長井政太郎「庄内平野の新開集落」⁽²⁾によると、この地域には上の「酒井新田」のように新田名で呼ばれる集落が多く、藩制下比較的新しい時代の開発にかかるものではないか、として考察を加えている。

しかしこの開発余地の問題について、それは旧藩時代にのみ属する問題ではなく、例えば旧西荒瀬村「尻地」⁽³⁾「北畑」部落のように明治一一年以降の新開部落とみられるものがあり、さらに戦後開拓集落が、飽海郡下一三中一〇集落とこの地域に圧倒的な多さで分布していることもそれを示すものといえよう。

またそれは、こうした全くの部落新設としてのみではなく、部落戸数が著増した場合の対応として旧蔵岡村杉沢部落等の例がある。

この杉沢部落では明治一一年四九戸であったものが昭和三〇年には八二戸に増加し、このことによってか集落を「杉沢南」「杉沢北」と二分し、旧西遊佐村藤崎部落でも七四戸が一五九戸に増えて、ここでも集落を三分割している。

したがってうえにあげた戸数増部落も、実は明治一一年『山形県一覽全図』の部落(村)範囲との対比の限りにおいてであって、それが部落、あるいはムラとしての実体を備えているか否かの問題を問わないとすれば、そこでは元村——例えば杉沢南の昭和三〇年戸数四五に対し明治一一年四九戸、とその戸数をほぼ一定とし、その増加部分三七戸をいわば「新田」として分村していくという対応をとってきたのではないかとみられる。

それはあたかも生物における細胞分裂にも類似的形態であって、地域をやや異にするのだが、第五表に示す、庄内月山麓東田川郡旧泉村の部落創設過程のなかにその具体例をみうるように思われる。⁽⁴⁾

そしてこれを基本型としながら、その過渡の過程にあるものとして開墾余地(主として畑)をもった藤塚部落の経営耕作面積の縮小に結果しない戸数増加、あるいはまた所与の技術水準のもとで生産力、ここでは農家そのものを新田部落に一部分吸収され、元村の戸数減少をさえ一定程度ひきおこした旧遊佐、本楯村の各部落があげられるのではなからうか。

こうしてさきに述べた部落別戸数の、明治一一年以降昭和三〇年にかけての不動態、その一定化への収斂と、他方この地域、飽海郡下総体としての農家戸数の増加が、部落(≡集落)の新設、創出において統一的に理解されることになるう。

そしてこの確認をえて、再び前述の部落戸数の不動態とムラ組織範囲の固定性の相関を説くことができるのではなからうか。

注(1) 山村などについても、過疎から集落解体などへの動きをみせはじめるのは一般的にも昭和四〇年以降であり、この考察対象地域では、現在でもなおそうした動きはない。

また昭和三〇年対比四〇年(各センサス)の飽海郡の農家戸数増減別集落数をみると、増加集落数一〇〇、減少一〇五、

第5表 東田川郡泉村の部落創設

明治11年		昭和30年		備考
村名	戸数	集落名	農家戸数	
—	—	山荒川	35	「明治初時代ニ開発」
		東荒川	21	
		西荒川	45	
荒川村	121	鎌田	13	「元禄12年（黒川村）上野新田ヲ分郷ス」
		今野	34	
		（計）	113	
仙道村	35	仙道	37	「延暦年間開発トイウ」
野田村	11	野田	16	
		玉川	46	
玉川村	50	坂の下	9	享保4年「玉川ノ分郷」
		（計）	55	
戸野村	23	戸野	27	
		上川代	11	「寛政年中川代村ヲ開ク」
		中川代	31	
川代村	63	下川代	47	
		（計）	89	
—	—	川代山	37	「明治14年「押切村ノ加藤安興氏、川代山ノ開墾ヲ始ム」、大正8年「川代山一村落ヲナス、区長菊地盛」 大正8年「8月初メテ向山ニ家ヲ建ツ、真田真吉」、昭和6年「向山一村落ヲナス」 「延暦年間開村トイウ」
—	—	向山	20	
大口村	21	大口	21	
野荒町村	21	野荒町	23	「応永年間一村落ヲナス」
中里村	13	中里	13	
小増川村	25	小増川	21	
市野山村	28	市野山	23	「「谷地館」「中村」合併村、「中村ハ元文7年（ママ）谷地館ノ分村」 「享保4年大口村ヨリ分郷」 「享徳年中開村」「（藤島町）大川渡分郷」 「文政2年」
金森目村	27	金森目	27	
町屋村	38	町屋	42	
染興屋	10	染興屋	13	「文亀2年町屋村ノ分村」
増川新田村	16	増川新田	21	
川行村	17	川行	20	
—	—	十文字	22	「明治初年ニ開発」
（戦後開拓集落）		石倉10戸，海谷森8戸，地元24戸，八森10戸，梅ヶ丘17戸，玉川開拓10戸		

注 1. 昭和5年，山形県，東田川郡『泉村基本調査』（農業総合研究所積雪地方支所『研究資料』No.35）より作成。

2. 備考欄に記入のないものは部落創設不詳のものである。

不変八二と、なお一定方向への動きは示していない。

(2) 庄内平野における藩政期新田開発については、長井政太郎「庄内平野の新開集落」『山形大学紀要』第三卷第二号、昭和二年十一月、『坂野辺新田の発達』(昭和三〇年十一月)、『東北の聚落』(昭和三一年)など多くの研究がある。

(3) 「北畑」集落については先頃の調査で、大正昭和初期、現国道七号線の発達とともに創出された旧本楯村越橋部落の分村的存在であることを確かめた。

(4) 松方貞夫『村の記録』(昭和三一年)においても市原郷(現滋賀県内)における分村と村結び、村の成立にふれるところがあり、あわせてそれは「マルク共同体における」幹村又は母村(Stamm-od. Mutterdorf)と「枝村」(Filialdorf)又は「出作村」(Kolonialdorf)と同一関係にあるとされている点は、以上の庄内における比較的新しい時代までの分村と対比して興味深い。

四　　む　　す　　び

以上明治初期における法・行政の干与によるムラ合併の経緯とその成否、および明治一一年と昭和三〇年のほぼ八〇年にわたる部落別戸数の対比のなかで、ムラと部落のもつ固定的な性格の一面を、地域的、大量的に示しえたいと思う。

しかしこのムラの固定的性格はうえにみてきたその外枠、あるいは枠組みとしてそうなのであって、その内部に一步立ち入れば、例えばここでのようにそれを構成する(農家)戸数変動は部落によって、時代的に増減区々で非固定的であるようにみえる。

しかしこれも大量のなかでは、ある種の回帰運動としてその枠組みの外に出るものではなく、それをふみこえたものについては「新田」として、新しい部落を生み出していく。

ムラがこうしたものであるとき、地域、例えばこの飽海郡の、明治以降における農業生産力の発展はどう理解されるのであろうか。

さきにみたようにこの飽海郡の場合、明治以降のムラ創設は限られたものであり、旧藩制下に発するムラによって主としてその農業生産の発展は担われてきた。したがってそれは基本的には、このムラ内部の、あるいはこのムラを構成する農家の在り方如何にそれを問わなければなるまい。

つまり農民・農家諸階層の、その時代時代における変化、動向は、このムラの組織範囲のなかでの、それぞれの局面に対応する動態的な「家」の盛衰、あるいは能動的なその循環のあり方にこそ求められなければならないのではなからうか。⁽¹⁾

だがしかし、これに至るまえにもう一点、ここでは考察の対象とすることのできなかったムラ、部落間の土地所有、改革前についてはとくに耕作耕地をめぐる出作、入作のあり方、その諸関係の究明を不可欠としよう。上にみってきたように主体Ⅱ農家戸数の固定性に対し、客体Ⅱ土地、耕作耕地の当該部落による組織範囲⁽²⁾ともいうべきものの、「家」の動態に果たす役割が極めて大きいものであると考えるからである。

- 注(1) とはいっても、ここで地域の農業生産力の発展と農家の盛衰とを無媒介的に短絡しようというのではない。むしろここではそれぞれを別個に切り離してそれぞれの論理を構築し、その結合の契機を求めるというように考えを進めていきたい。
- (2) この土地、耕作耕地の組織範囲というのは、いわゆる部落の領域といわれるそれを指すのではない。この地ではさきにもた内務省地理局発議に「村ノ地籍区域判明見認メ難ク」といわせた地域を含むように、それはなお未熟であったし、より個別的、生産力的な契機において土地が把握されてきたといえそうである。ここではそうしたものを念頭においてのことである。

付表 「ムラ」合併と部落戸数——山形県飽海郡——

本付表の読み方：

本表は山形県飽海郡下の「ムラ」の動向を幕末以降昭和30年にかけて示したものである。

幕末村名は『飽海郡誌』『山形県史』，明治11年村名は『飽海郡誌』『山形県一覽全図』，昭和30年は『臨時農業基本調査農業集落別結果表』（各資料出所は本文参照）によるものである。

- 1) 旧藩下村名はうえの資料によるが，昭和30年臨農集落名と等しいものは＝（イコール）を付した．なお（ ）内に入れたものは呼称の異なるもの，省略して呼ばれているものである．
- 2) 合併村数と成否欄中
 - 合併成功は，布告合併のまま現在に至ったとみられるもの．
 - △ 半ば成功は，3カ村合併等のうち2カ村は合併を維持し，1村分離したものなど．
 - × 旧復は，布告合併したがその後旧藩下の村名に復した集落．
 - ◎ 変動は，合併，非合併にかかわらず，現在までに村名，組織等を変更したとみられるもの．

なお，合併村数は明治11年布告合併村数を掲げた．
- 3) 明治11年村名は上掲資料による．単に戸数としたのは原資料出所不明で，本文中では一応現住戸数としてとりあついている．
- 4) 昭和30年集落名で（ ）を付したものは戦後開拓集落であり，旧村名合計欄の（ ）内は，明治11年以降新設された部落戸数を含む．なおこの旧村別戸数は明治11年布告合併村別に組みかえたので，旧村別戸数等とは一致しない．
- 5) 酒田市，大沢村，飛鳥等は各時期別にムラ，部落などの対応関係の不明のものが多いので，参考として掲げたが，分析からは除いている．

旧 村 名 (明治21 年合併 による)	昭 和 30 年		明 治 11 年		合併村数と成否 (○ 合併成功 △ 半ば成功 × 旧 復 ◎ 変 動)	旧 藩 下 村 名 (＝は昭和30年 集落名に同じ)
	集 落 名	農家 戸数	村 名	戸数		
東平田村	金 生 村	53	北 沢 村	120	× 3村合併	＝ ＝ ＝
	寺 北	37				
	内 境	29				
	(計)	119				
	生 流 石	60	生 石 村	167	× 4村合併	＝(大石) ＝ ＝ ＝
	矢 平	55				
	滝 野 沢	22				
	(計)	183				
	境 興 野	17	境 興 野 村	17		＝
	関	61	関 村	61		＝

旧 村 名 (明治21 年合併 による)	昭 和 30 年		明 治 11 年		合併村数と成否 (○ 合併成功 △ 半ば成功 × 旧 復 ◎ 変 動)	旧 藩 下 村 名 (=は昭和30年 集落名に同じ)
	集 落 名	農家 戸数	村 名	戸数		
合 計 (戦後開拓を含む)	横 代 (通 越)	64 13 444 457)	横 代 村	57 422		=
北平田村	円 能 寺 久 保 田 曾 根 田 中 野 曾 根 新 青 渡 牧 曾 根 上 興 野 漆 曾 根 I 〃 II 〃 III 〃 IV 〃 V (計)	18 11 13 43 52 55 7 35 30 24 26 23 138	円 能 寺 村 久 保 田 村 曾 根 田 村 中 野 曾 根 村 新 青 渡 村 牧 曾 根 村 上 興 野 村 漆 曾 根 村 〃 〃 〃 〃 漆 曾 根 村	22 11 15 42 50 52 12 123	○ 2 村合併 ○ 2 村合併 ◎ 4 村合併 {	円能寺, 中興屋 = = = 新青渡, 南興屋 = = 上漆曾根, 中漆 曾根, 下漆曾根, 町屋
合 計	古 青 渡 布 目	11 22 370	古 青 渡 村 布 目 村	10 22 359		= =
中平田村	大 槻 新 田 熊 野 田 荻 島 中 野 新 田 大 野 新 田 勝 保 関 上 〃 下 (計)	17 22 26 28 33 15 26 41	大 槻 新 田 村 熊 野 田 村 荻 島 村 中 野 新 田 村 大 野 新 田 村 勝 保 関 村 〃 勝 保 関 村	17 23 26 26 35 39	◎	= = = = = 勝保関村
	土 崎 大 多 新 田 小 荒 新 田 手 蔵 田 熊 手 島 福 島	25 24 18 74 29 10	土 崎 村 大 多 新 田 村 古 荒 新 田 村 手 蔵 田 村 熊 手 島 村	27 24 16 73 32	○ 4 村合併 △ 3 村合併 {	= = = 手蔵田, 上・下小堤, 楯野内新田 熊野田興屋, 手蔵田 興屋, 福島

旧 村 名 (明治21 年合併 による)	昭 和 30 年		明 治 11 年		合併村数と成否 (○ 合併成功 △ 半ば成功 × 旧 復 ◎ 変 動)	旧 藩 下 村 名 (=は昭和30年 集落名に同じ)
	集 落 名	農家 戸数	村 名	戸数		
合 計 上 田 村	(計)	39				
	茨 野 新 田	31	茨野新田村	24		=
	小 牧	46	{ 小 牧 村 小 牧 新田村 (計)	38 2 40	◎	小 牧 小牧新田
	本 川	24	本 川 村	24		=
		448		426		
	古 上 川 安 田	43 18	{ 刈 穂 村	63	× 2 村合併	{ = =
	(計)	61				
	安 田	95	安 田 村	80	○ 3 村合併	下安田, 新田興屋, 地藏寺
	上 下 村	18 19	{ 吉 田 村	182	× 4 村合併	{ } 上野曾根 = = =
	鶴 田	34				
	吉 田	64				
	吉 田 新 田	35				
合 計 本 楯 村	(計)	170				
		326		325		
	本楯1の2 ノ 1の1 ノ 南 通 本楯2の1 ノ 2の2	28 25 23 31 30	{ 本 楯 村	157	◎ 2 村合併	{ 新田目, 本 楯
	(計)	137				
	豊 川	46	豊 川 村	53	○ 5 村合併	刈屋, 館野内, 中川, 明成寺, 若王子
	上 星 川	15	{ 大豊田村	69	△ 4 村合併	{ 上星川, 中星川, 下星川, ミツ橋
	ノ 19	19				
	中 下	26				
	(計)	60				
	上 城 輪	18 19	{ 城 輪 村	41	◎ 3 村合併	{ 宮形, 星川興屋, 木ノ内
	下	37				
	(計)	37				
	豊 原	19	豊 原 村	23	○ 2 村合併	ニツ柳, 福升
	庭 田	37	庭 田 村	41	○ 2 村合併	正竜寺, 市野坪
	高 田	17	{ 保 岡 村	123	× 5 村合併	{ = = =
	越 橋 田	27				
	北 吉 田	18				

旧 村 名 (明治21 年合併 による)	昭 和 30 年		明 治 11 年		合併村数と成否 (○ 合併成功 △ 半ば成功 × 旧 復 ◎ 変 動)	旧 藩 下 村 名 (=は昭和30年 集落名に同じ)
	集 落 名	農家 戸数	村 名	戸数		
合 計 西荒瀬村	中 吉 田	19	}	507		=
	京 屋	22				
	(計)	103				
		439				
	門 市 田	21				
合 計 南遊佐村	下 市 神	36	}	87	× 3 村合併	{ = = =
	下 市 神	66				
	(計)	123				
	尻 地	23				
	藤 塚	85				
合 計 南遊佐村	下 藤 塚	18	}	58	× 3 村合併	{ = =(田村新田) =(東野新田)
	東 藤 塚	32				
	野 村	22				
	(計)	72				
	北 畑	14				
合 計 南遊佐村	西 野	47	}	71	× 3 村合併	{ =(西野新田) =(泉新田) =
	谷 泉 地 田	49				
	(計)	113				
	古 湊	47				
	能 登	78				
合 計 南遊佐村	(計)	125	}	133	× 2 村合併	{ =小湊 =能登興屋
		518				
		(555)				
	宮 海	93				
	宮 内	63				
合 計 南遊佐村	六 ツ 新 田	45	}	120	× 3 村合併	{ 宮海, 茂作新田, 上 林興屋 宮野内 宮野新田 北宮野内
	西 谷 地	26				
	(計)	134				
	外 野	44				
	今 泉	16				
合 計 南遊佐村	(計)	60	}	88	× 2 村合併	{ = =
	興 休	12				
	福 島	34				
	前 門	11				
	樋 口	10				
合 計 南遊佐村	金 山	11	}	98	◎ 3 村合併	興休, 北中島, 中島
	宮 下	11				
		7				

旧 村 名 (明治21 年合併 による)	昭 和 30 年		明 治 11 年		合併村数と成否 (○ 合併成功 △ 半ば成功 × 旧 復 ◎ 変 動)	旧 藩 下 村 名 (=は昭和30年 集落名に同じ)
	集 落 名	農家 戸数	村 名	戸数		
合 計 松 嶺 町	(計)	95				
		382		434		
合 計 上 郷 村	松 嶺 南 部 ノ 北 部	72 65	松 嶺 駅	552	◎	松 山
		137		552		
	大 沼 新 田	18	大沼新田村	15	×	=
	上 大 川 渡 下 ノ	26 22	大川渡村	38		{ 大川渡 上郷新田
	(計)	48				
	白 ケ 沢	55	白ヶ沢村	54	◎	=
	地 見 興 屋 下 新 田	16 18	地見興屋村	31		地見興屋
	(計)	34				
	成 荒 興 沢 屋	15 29	成沢興屋	42	×	{ = =
	(計)	44				
	柏 谷 沢 下 荒 町	6 15	柏谷沢村	5	◎	=
	上 仲 の 町 中 丁 横 川 先	29 17 38 25 36		210		{ 山寺, 外里, 普門寺 小出, 堀場, 渡場新 田
	(計)	160				
合 計 内 郷 村		365		395		
	土 淵	39	土淵村	44	×	{ = =
	上 茗 ケ 沢 下 ノ	18 20	茗ヶ沢村	33		
	(計)	38				
	上 餅 山	19	上餅山村	23	=	=
	下 ノ	15	下 ノ	16		
	上 北 目	21	上北目村	21	=	=
	中 ノ	33	中 ノ	29		
	小 見	41	小見村	40	=	=

旧 村 名 (明治21 年合併 による)	昭 和 30 年		明 治 11 年		合併村数と成否 (○ 合併成功 △ 半ば成功 × 旧 復 ◎ 変 動)	旧 藩 下 村 名 (=は昭和30年 集落名に同じ)		
	集 落 名	農家 戸数	村 名	戸数				
合 計 南平田村	上 竹 田	16	} 竹 田 村	69	◎	竹 田		
	中 〃	27						
	下 〃	26						
	(計)	69						
	引 地	16	引 地 村	15	○ 3 村合併 ○ 2 村合併 {	= 中棚, 牧野島, 徳田 相沢新田, 庄兵衛新 田		
	中 牧 田	31	中 牧 田 村	22				
	相 沢	17	相 沢 村	16				
	石 名 坂	19	石 名 坂 村	13				
	(計)	358		341				
	山 谷	57	山 谷 村	56	◎	= 檜 橋		
	山 谷 新 田	18	山谷新田村	14				
	檜 新	45	} 檜 橋 村	54				
	山	18						
	(計)	63						
	山 楯	32	山 楯 村	37	○ 2 村合併	山楯, 山楯興屋 = 		

旧 村 名 (明治21 年合併 による)	昭 和 30 年		明 治 11 年		合併村数と成否 (○ 合併成功 △ 半ば成功 × 旧 復 ◎ 変 動)		旧 藩 下 村 名 (=は昭和30年) (集落名に同じ)
	集 落 名	農家 戸数	村 名	戸数			
合 計 北 俣 村	田 沢 新 田	31	{	{	{	{	=(勘左エ門新田) =
	小 女 房	41					
	(計)	170					
	山 元	68					
合 計 北 俣 村	西 坂 本	25	山 本 村	65	○	3 村合併	{ 北坂本, 北坂本新 田, 三興屋 南坂本, 南坂本新田 杉沢, 杉沢新田
	小 林	41	西 坂 本 村	30	○	2 村合併	
	(計)	501	小 林 村	43	○	2 村合併	
				490			
合 計 観音寺村	吉 ケ 沢	43	{	{	{	{	北俣村
	本 中 門	41					
	道 場 屋	17					
	丸 鹿	27					
合 計 観音寺村	道 場 屋	16	{	{	{	{	=
	山 島	26					
	(計)	35					
		215					
合 計 観音寺村	常 禅 寺	39	常 禅 寺 村	42	{	{	=
	荒 観 音 寺	29	麓 村	68			
	上 下	37	観音寺村	125			
	(計)	40	(計)	193			
合 計 一 条 村	小 泉	30	小 泉 村	39	{	{	=
	大 久 保	17	大 久 保 村	21			
	塚 淵	25	塚 淵 村	26			
	芹 田	55	芹 田 村	58			
合 計 一 条 村	北 仁 田	17	北 仁 田 村	18	{	{	=
	(前 山)	9					
	(計)	289		397			
		(298)					
合 計 一 条 村	市 条	92	市 条 村	67	{	{	市条, 門野町 =
	法 蓮 寺	29	法 蓮 寺 村	22			
	大 島 田	42	大 島 田 村	46			
	前 川	38	前 川 村	35			
合 計 一 条 村	平 沢	24	{ 南平沢村	8	{	{	=
			{ 北平沢村	20			
			(計)	28			

旧 村 名 (明治21 年合併 による)	昭 和 30 年		明 治 11 年		合併村数と成否 (○ 合併成功 △ 半ば成功 × 旧 復 ◎ 変 動)	旧 藩 下 村 名 (=は昭和30年 集落名に同じ)		
	集 落 名	農家 戸数	村 名	戸数				
合 計 日 光 村	寺 田 小	40 13	寺 田 村	54	△ 4 村合併 {	上寺田, 下寺田, 上 荒田目, 下荒田目		
	(計)	43						
	岡 島 田	12	岡 島 田 村	10		=		
	(計)	290		262				
	橋 本	16	橋 本 村	16		× 2 村合併	上・下福山村	
	福 山 根	42 24	福 山 村	56				
	(計)	66						
	新 出	24	新 出 村	28				=
	赤 剥	21	赤 剥 村	20				=
	泥 沢	16	泥 沢 村	12				=
升 田	66	升 田 村	94	=				
草 津	38	草 津 村	39	=				
上 黒 川	16	上 黒 川 村	14	=				
合 計 遊 佐 村	下 黒 川	35	下 黒 川 村	35	=			
	(大 台 野)	40						
	(計)	298 (338)		314				
	平 津 新 田	15 36	小原田村	113	× 6 村合併 {	= = = = 大楯, 大楯新田		
	上 長 橋	24						
	下 橋	13						
	大 楯	24						
	(計)	112						
	順 八 前 町	18 49	遊佐町村	151		× 6 村合併 {	=(十日町) = = 岡田, 尻引 =	
	日 日 町	31						
尻 引 岡 田	12							
漆 會 根	20							
(計)	130							
上 吉 吉	35 37	吉 出 村	111	◎ 2 村合併	吉出, 京田			
中 田 田	28							
京 和	16							
(計)	116							

旧 村 名 (明治21 年合併 による)	昭 和 30 年		明 治 11 年		合併村数と成否 (○ 合併成功 △ 半ば成功 × 旧 復 ◎ 変 動)	旧 藩 下 村 名 (=は昭和30年 集落名に同じ)
	集 落 名	農家 戸数	村 名	戸数		
合 計 、 稲 川 村	下 野 沢	18	野 沢 村	112	△ 3 村合併	{ 下野沢, 上野沢, 下野沢新田
	上 〆	125				
	(計)	143				
	岩 藤 井 野	19	白井新田	59	× 3 村合併	{ = (上野新田) = =
	廣 野 新 田	43				
		28				
	(計)	90				
	(三 ツ 俣)	7				
	(金 俣)	58				
	(壁 曲)	9				
		591		546		
合 計 西遊佐村		(665)				
	千 本 柳	32	岩 川 村	46	◎ 2 村合併	{ 岩川, 岩川新田
	田 中	25				
	(計)	57				
	大 井 部	28	庄 泉 村	99	◎ 3 村合併	{ 大井, 大・小服部
	服 谷 地	28				
	西 谷 地	33				
	大 谷 地	39				
	(計)	128				
	増 穂	42	増 穂 村	44	○ 4 村合併	{ 南・北升田, 仙北新 田, 鵜沼
	江 地	38	江 地 村	61	◎ 3 村合併	
	田 地 下	30				{ 上・下江地, 五分市
	(計)	68				
合 計 西遊佐村	楸 島	26	宮 田 村	113	◎ 7 村合併	{ 上・下楸島, 宮田, 大宮田, 向宮田, 下宮田, 万部
	出 戸 田	28				
	西 宮	30				
	東 〆	27				
	北 〆	36				
	(計)	147				
		442		363		
	白 木	32	比 子 村	207	× 4 村合併	{ = = = =
	青 塚	53				
	服 部 興	45				
	十 里 塚	63				
	(計)	193				
	(比子下山)	19				

旧 村 名 (明治21 年合併 による)	昭 和 30 年		明 治 11 年		合併村数と成否 (○ 合併成功 △ 半ば成功 × 旧 復 ◎ 変 動)	旧 藩 下 村 名 (=は昭和30年 集落名に同じ)
	集 落 名	農家 戸数	村 名	戸数		
合 計	上 藤 崎	45	藤 崎 村	74	◎	藤 崎
	中 シ	41				
	下 シ	73				
	(計)	159				
		352		281		
		(371)				
	杉 沢 南	45	杉 沢 村	49	◎	=
	杉 沢 北	37				
	(計)	82				
	(湯 の 尻)	14				
炭 岡 村	(稜 坂)	24				
	(開 畑)	9				
	上 炭 岡	54	上 炭 岡 村	76		= (上寺)
	大 炭 岡	22	大 炭 岡 村	26	○ 2村合併	大淵, 炭岡
	上 小 松	26	小 松 村	54	× 2村合併	{ = = =
	下 シ	28				
	(計)	54				
	鹿 野 沢	28	鹿 野 沢 村	30		=
	石 辻 川	42	豊 岡 村	160	× 5村合併	{ = = = (上大内野目) = (下大内野目) =
	三 大 内	24				
	上 シ	70				
	下 上	21				
合 計	水 上	22				
	(計)	179				
		419		395		
		(466)				
高 瀬 村	富 岡	31	富 岡 村	31	○ 2村合併	鷺野町, 南目
	北 目	16	北 目 村	95	× 3村合併	{ = = = {北目新田, 北目支郷
	丸 子	46				
	畑 戸	16				
	上 上	13				
	(計)	91				
	下 山	78	当 山 村	108	× 2村合併	{ = =
	当 崎	30				
	(計)	108				

旧 村 名 (明治21 年合併 による)	昭 和 30 年		明 治 11 年		合併村数と成否 (○ 合併成功 △ 半ば成功 × 旧 復 ◎ 変 動)	旧 藩 下 村 名 (=は昭和30年 集落名に同じ)						
	集 落 名	農家 戸数	村 名	戸数								
合 計	樽中 升尾 箕落 (計)	川山 川伏 輪 16 24 82 15 21 158	直 世 村	142	×	5 村合併	{ =(樽川新田) =(中山ノ) = = =(箕輪新田)					
	菅谷 石南 (計)	野地 淵山 33 56 32 31 152						菅 里 村	94	◎	2 村合併	菅野, 十里塚の内
	(松山開拓)	15										
	(東山開拓)	25										
	(西山開拓)	6										
		550		470								
		(596)										
	吹 浦 村	女滝 島の 元村 (計)	鹿浦 崎村 51 27 21 161 260	吹 浦 駅	260	×	4 村合併	{ = = = =(吹浦)				
		(小野會)	54									
			260									
			260									
			(314)									
合 計			260									
[参 考]												
酒田市の旧村部												
西平田村 の内	大 町	76	大 町 村	82			=					
	大 宮	85	大 宮 村	68			=					
	遊 摺 部	53	遊 摺 部 村	53			=					
	四ッ興屋	27	四ッ興屋村	37			=					
	(計)	241		240								
飛 島	勝 浦	66	勝 浦 村	63			=					
	中 村	47	浦 村	51			=(浦村)					
	法 木	49	法 木 村	47			=					
大 沢 村												
	内三 甫六	郷 12 17										

旧 村 名 (明治21 年合併 による)	昭 和 30 年		明 治 11 年		合併村数と成否 (○ 合併成功 △ 半ば成功 × 旧 復 ◎ 変 動)	旧 藩 下 村 名 (=は昭和30年 集落名に同じ)
	集 落 名	農家 戸数	村 名	戸数		
	向 大 中 大 君 二 南 家 小 若 山 石 黒 日 後	芦 沢 ノ 台 平 沢 タ 畑 の 子 前 田 の 前 屋 淵 神 子 協 添 田 口 沢 瀉 山	上 青 沢 村 下 青 沢 村 北 青 沢 村 大 蕨 村	68 63 58 84		上南青沢，二階新田 下南青沢村 北青沢村 大蕨村
合 計		272		273		